

登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価技術審査委員会設置要綱

(設置)

第1条 登別市が発注する登別市登別温泉浄水場更新事業(以下「本事業」という。)において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価一般競争入札」という。)を実施するに当たり、学識経験者の意見聴取を行うため、登別市登別温泉浄水場更新事業総合評価技術審査委員会(以下「技術審査委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 技術審査委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、登別市水道事業管理者(以下「管理者」という。)に意見を述べる。

- (1) 落札者決定基準に関する事。
- (2) 技術点の評価に関する事。
- (3) 落札者の決定に関する事。(第1号の落札者決定基準に係る意見の聴取において、落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合に限る。)
- (4) その他本事業に係る総合評価一般競争入札について必要と認める事項に関する事。

(組織)

第3条 技術審査委員会は、学識経験者委員2名以上をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験者のうちから、管理者が委嘱する。
- 3 技術審査委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、技術審査委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 委員の任期は、管理者が委嘱した日から本事業の契約を締結した日までとする。
- 6 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 技術審査委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 技術審査委員会の会議は、全員出席しなければ開催することができない。
- 3 技術審査委員会の会議は、非公開とする。

(守秘義務)

第5条 委員は、評価及び落札者の提案内容等職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 技術審査委員会の庶務を処理するため、事務局を都市整備部水道室水道グ

ループに置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成30年訓令第17号）

この要綱は、平成30年12月25日から施行する。